

発刊にあたって

放射線診療では放射線リスクとの付き合いが避けられません。2019年3月11日に公布された改正医療法施行規則では患者さんを守る視点から医療放射線安全に関しても医療機関に義務が課せられるようになりました。このように診療上必要があつて放射線が照射される患者さんだけでなく医療従事者や清掃業務従事者、患者さんに投与された放射性物質が集積する下水処理場の関係者（そのリスクはほぼ無視できますが）などにも、程度はさまざまですが、リスクをもたらします。

これらの関係者に配慮し安全に使っているからこそ放射線診療が成り立っています。放射線をより安全に使い、患者さんや医療を支える幅広い関係者の信頼をより深めるためには、安全確保に取り組んでいる姿をアピールし、第三者による中立的で厳正な検証を得ていることを示すことも考えられるでしょう。この第三者による検証として医療機関に提供されているサービスとして医療機関への立入検査があります。

立入検査など行政のサービスをより有効に機能させるためには、その意義が関係者間で共有されている必要があります。そのためには行政手続法の考え方に従って、手順を公平に策定し作業を合理的に進めなくてはなりません。また、その内容は、放射線防護上、意味のあるものとする必要があるでしょう。

本書は、日本放射線技師会雑誌に2006～2007年に連載された「医療放射線管理についてのQ&A」がもとになっています。このQ&Aは、どう対応すればよいかよくわからない課題を行政と医療機関の双方の関係者で討議し、よりよい解決に導くために企画されました。

本書でも、法令に沿った合理的な行政手続きのあり方と、それぞれの行政手続きの意義そのものが、行政側と医療機関側の診療放射線技師により改めて吟味されています。どのような手順が求められるかを、行政手続法の考え方にも基づき、その根拠となる条文を踏まえて、推奨の程度にも言及を試みています。

このように本書は、医療機関と行政機関やそれを支援する技術支援組織に役立つように課題の整理を試みており、日々の業務に役立つものだと考えていますが、それだけではなく、次の世代において科学的な根拠を積み上げて医療放射線の安全管理に関して国際的な議論をリードするとともに、安全確保のためのしくみのより一層の整備に向けても役立てていただければ望外の喜びです。

2019年7月

監修 山口一郎（国立保健医療科学院）